

第5章 審議会等の活動状況

第1節 金融審議会

I 金融審議会の構成

金融審議会は、国内金融等に関する重要事項の調査審議等をつかさどる内閣総理大臣、金融庁長官及び財務大臣の諮問機関として設置され（金融庁設置法第6条、第7条）、傘下に金融分科会とその下部機関、金利調整分科会、自動車損害賠償責任保険制度部会、公認会計士制度部会が設置されている。（資料5-1-1～2参照）

II 平成28事務年度の開催実績

1. 総会・金融分科会合同会合

（1）第38回総会・第26回金融分科会合同会合（29年3月3日開催）

「市場ワーキング・グループ」及び「金融制度ワーキング・グループ」の審議結果及びその背景となる問題意識や関連する動向、今後の課題等について事務局より説明がなされ、議論が行われた。

その後、「金融モニタリング有識者会議」において議論が進められていた「検査・監督のあり方の見直し」について事務局より説明がなされた。

2. ワーキング・グループ等

（1）市場ワーキング・グループ

28年4月の第37回金融審議会総会・第25回金融分科会合同会合における諮問を受けて、「市場ワーキング・グループ」が設置された。28年5月以降、全12回にわたり、日本の市場・取引所を巡る諸問題（国民の安定的な資産形成と顧客本位の業務運営、国民の安定的な資産形成におけるETFの活用とインデックス運用の位置付け、取引の高速化、市場間競争と取引所外の取引、取引所の業務範囲）について審議を重ね、同年12月22日、報告書がとりまとめられた。（資料5-1-3～4参照）

（2）フェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォース

フェア・ディスクロージャー・ルール導入に係る検討を行うため、28年10月に「市場ワーキング・グループ」の下に設置された。同月以降、3回にわたり審議を重ね、同年12月の第11回市場ワーキング・グループにおいて検討結果が報告された。（資料5-1-5～6参照）

（3）金融制度ワーキング・グループ

「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」及び「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」の報告書で継続的な検討課

題として挙げられた決済業務に係る横断的法制の整備や、フィンテックの進展等に対応した制度面での対応に係る機動的な検討をしていくため、両ワーキング・グループを統合する形で、「金融制度ワーキング・グループ」が設置された。28年7月以降、5回にわたり、オープン・イノベーションに関連して、電子決済等代行業者の取扱い等について審議を重ね、同年12月27日、報告書がとりまとめられた。(資料5-1-7~8参照)

第2節 自動車損害賠償責任保険審議会

I 設置

自動車損害賠償責任保険審議会（以下、「自賠審」という。）は、自動車損害賠償保障法（以下、「自賠法」という。）第31条を設立根拠として金融庁に設置され、内閣総理大臣（金融庁長官）の諮問に応じて調査審議を行っている。

（注）諮問事項

- ① 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）を含む損害保険事業の免許
- ② 自賠責保険にかかる普通保険約款等の変更認可又は変更命令
- ③ 基準料率等について、自賠法等による変更命令
- ④ 基準料率の審査期間の短縮、審査期間内における変更又は撤回命令 等

II 自動車損害賠償責任保険審議会の組織（資料5-2-1参照）

自賠審は委員13人をもって組織され、委員は、学識経験のある者（7名）、自動車交通又は自動車事故に関し深い知識及び経験を有する者（3名）、保険業に関し深い知識及び経験を有する者（3名）から内閣総理大臣によって任命される。

このほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができ、金融庁長官によって任命される。

会長は委員のうちから互選により決定され、現会長は落合誠一氏（東京大学名誉教授）である。

III 自動車損害賠償責任保険審議会の審議状況（資料5-2-2参照）

平成29年1月12日・19日に、それぞれ第136回・第137回自賠審が開催され、自賠責保険の基準料率の検証結果を踏まえた料率改定の必要性等について審議が行われた。

第136回自賠審においては、損害保険料率算出機構から28年度の料率検証結果の報告が行われ、この報告では、2年度連続で、損害率（注）が予定損害率を下回る水準となり、保険収支が黒字傾向であること、予定損害率と損害率との乖離幅が昨年度の料率検証結果よりも拡大していることなどが示された。そして、これをもとに審議が行われた結果、今後の料率のあり方については、29年度より、自賠責保険の収入と支出が見合う料率水準とすることが適当であるとの方向性が示された。

第137回自賠審においては、第136回自賠審で示された方向性に沿って、損害保険料率算出機構から届出のあった新たな基準料率に関して諮問が行われ、新たな基準料率を29年4月1日より適用することなどについて了承された。

変更後の基準料率は、全車種等の平均で6.9%の引下げ（変更前の基準料率との対比）となり、例えば自家用乗用自動車2年契約の保険料（離島以外の地域（沖縄県を除く））は、2万5,830円となった（変更前の基準料率における同契約の保険料

は2万7,840円で、変更前との対比で7.2%の引下げとなった)。

そのほか、第136回自賠審においては、自動車安全特別会計、民間保険会社、JA共済それぞれにおける29年度の自賠責保険運用益の使途について報告がなされた。

(注) 損害率 = (支払保険金 / 収入純保険料) × 100

第3節 企業会計審議会

I 企業会計審議会の構成

企業会計審議会(会長:平松一夫 関西学院大学名誉教授)は、会計を巡る事項、監査基準の設定、その他企業会計制度の整備改善について調査審議等することとされており、その下に、会計部会、監査部会、内部統制部会の各部会が設置されている。(資料5-3-1参照)

II 平成28事務年度の審議状況

○第4回・会計部会(28年7月22日開催)

大手監査法人からIFRSに基づく会計監査の実務を担える人材の育成・確保に向けた取組状況について説明が行われ、審議が行われた。審議の結果、各監査法人においては、こうした人材の育成・確保の状況について引き続き検証していくことが必要とされた。また、IFRSに関する意見発信を含め、国際会計人材を育成・確保していくためには、人材の「見える化」の観点から、財務会計基準機構が構築する「国際会計人材ネットワーク」を公表することの検討が必要とされた。

○第5回・会計部会(29年2月14日開催)

IFRSの任意適用企業の拡大促進、IFRSに関する国際的な意見発信の強化、日本基準の高品質化、国際会計人材の育成について関係者から取組みの説明が行われ、審議が行われた。審議の結果、IFRSに関して国際的な場で意見発信できる人材等を育成することを目的として財務会計基準機構が構築を進めている「国際会計人材ネットワーク」について、関係者がその趣旨・目的を十分に理解し積極的に登録するとともに、その有効な活用に向けて取り組むことが必要とされた。また、ASBJにおいて開発が進められている収益認識基準について、国際的な会計基準の高品質化に遅れをとることのないよう、関係者による不断の取組みが必要とされた。

第4節 金融トラブル連絡調整協議会

I 経緯

金融トラブル連絡調整協議会（座長：山本和彦一橋大学大学院法学研究科教授）は、金融審議会答申（平成12年6月）を踏まえ、同答申で早期に実施すべきとされた項目の実施を担保するとともに、業態の枠を超えた情報・意見交換を行い、金融分野における裁判外紛争処理制度を改善するため、消費者団体、業界団体・自主規制機関及び関係行政機関等の担当者が参画する協議会として同年9月に設置されたものである。（資料5-4-1参照）

（参考）早期に実施すべきとされた項目は、以下のとおり。

- ① 個別紛争処理における機関間連携の強化
- ② 苦情・紛争処理手続の透明化
- ③ 苦情・紛争処理事案のフォローアップ体制の充実
- ④ 苦情・紛争処理実績に関する積極的公表
- ⑤ 広報活動を含む消費者アクセスの改善

II 議論の状況

12年9月7日の第1回会合以降、これまで53回の協議会を開催してきた。

1. 第52回金融トラブル連絡調整協議会

29年2月22日、第52回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況（28年度上半期）及び「トラブルの未然防止のためのフィードバック」等について報告・意見交換等を行った。（資料5-4-2参照）

2. 第53回金融トラブル連絡調整協議会

29年6月19日、第53回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況（28年度）及び「より柔軟な紛争解決に向けた取組み（特に不受理・不成立事案から見える課題点）」等について報告・意見交換等を行った。（資料5-4-3参照）